



# 大月市

## 結婚新生活支援事業のご案内



大月市で新たに結婚生活をはじめ  
新婚世帯を対象に  
新生活費用の一部を支援します！

市内で結婚生活をはじめ  
新婚世帯に、  
**世帯あたり最大30万円**を限度に  
住居費や引越し費用などを助成します。  
(所得要件等あり)

### 【問い合わせ先】

大月市総務部企画財政課

大月市大月2-6-20

電話:0554-23-5011

# 市内で新たに結婚生活をはじめる新婚世帯に、 新生活費用の一部を最大30万円を助成します。

## 事業期間

令和5年3月31日まで

## 対象者

次の要件をすべて満たしている者が対象となります。

①令和4年1月1日以降に、婚姻届を提出し、受理された夫婦であること

②夫婦の合計所得が400万円未満であること

【申請日が令和4年4・5月】

令和2年中(令和2年1月1日～12月31日)の所得

【申請日が令和4年6月～令和5年3月】

令和3年中(令和3年1月1日～12月31日)の所得

※1 申請日において無職の場合、離職した方は所得がないものとみなします

※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、年間返済額を合計所得から控除します

③婚姻日現在において、夫婦のいずれもが39歳以下であること

④申請時において少なくとも夫婦の一方が大月市に住所を有していること

⑤生活保護による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないこと

⑥夫婦のいずれもが、市町村税等を滞納していないこと

⑦夫婦のいずれもが、暴力団員でないこと

⑧夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

及び地域少子化対策重点推進事業実施要領に関する補助を受けていないこと

⑨夫婦の双方又は一方が補助金の交付を受けた日から、5年を超えて市内に定住

する意思があること

## 補助金の額

1世帯当たり最大30万円

※ 補助金は、予算の範囲内で助成します。予算がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

## 対象となる費用

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払いをした次の費用

### ○住居費

住宅の取得費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、共益費、及び仲介手数料を合計した金額

※ 勤務先から住居に係る手当が支給されて場合は、住居費から差引きます。

### ○リフォーム費用

住宅の機能の維持・向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等に係る工事費用

※ 倉庫・車庫に係る工事費用、フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、家電の購入設置に係る費用は、除きます。

### ○引越費用

引越業者又は運送業者への支払いをした引越しに係る費用

## 手続きの流れ

①【申請】 大月市役所企画財政課に申請書類を提出する。

申請書類は、チェックリスト(次ページ)を参照してください。

②【審査】 市が申請内容を審査します。

審査を行い交付を決定し、「交付決定通知書」を送付します。

③【請求】 補助金請求書を提出する。

交付決定の際にご案内します。

④【支給】 請求の口座に補助金を振込みます。

※この助成金は、所得税法における一時所得に該当します。税金の申告については、税務署へご相談ください。

# ○申請書類チェックリスト

- ①大月市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

※ 市ホームページからダウンロードできます。

- ②婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)又は婚姻届受理証明書

- ③世帯全員の住民票の写し

※ 本籍・筆頭者、世帯主・続柄が記載されたもの

- ④所得証明書(ご夫婦分)

【令和4年4・5月に申請する場合】令和2年中(令和2年1月1日～12月31日)の所得証明書

※ 令和3年1月1日に住所のある役所・役場で請求してください。

【令和4年6月～令和5年3月に申請する場合】令和3年中(令和3年1月1日～12月31日)の所得証明書

※ 令和4年1月1日に住所のある役所・役場で請求してください。

- ⑤離職票又はこれに代わる書類の写し(申請日において無職の場合)

- ⑥貸与型奨学金の年間返済額の分かる書類の写し(貸与型奨学金の返済を現に行っている方)

【令和4年4・5月に申請する場合】令和2年中(令和2年1月1日～12月31日)の書類

【令和4年6月～令和5年3月に申請する場合】令和3年中(令和3年1月1日～12月31日)の書類

- ⑦契約書の写し

【購入の場合】売買契約書 【新築の場合】請負契約書 【賃貸の場合】賃貸契約書

- ⑧住宅手当支給証明書(様式第2号)

※ 市ホームページからダウンロードできます。

- ⑨住居費又はリフォーム費の領収書の写しなど支払ったことがわかる書類

- ⑩引越費用の領収書の写し

- ⑪夫婦の納税証明書

## (提出先・問合せ先)

大月市役所 総務部 企画財政課 地域活性化担当

住所:〒401-8601 大月市大月2-6-20

電話:0554-23-5011(直通)

FAX:0554-23-1216

メール:kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp

